

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		年 月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市勝竜寺蔵道13		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 土屋 忠寛			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	16 台	0 台	0 台	16 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン使用機器の管理者を選任する。			
	廃棄時	廃棄時は、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取った事をもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所で管理しているエアコン全てに対して、夏期前に動作確認し、異音の発生等がないか確認した			
	廃棄時	充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄する			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入する				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。